令和7年度

法人　運営計画

〒959-0318　新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓3036番地

社会福祉法人　桜井の里福祉会

TEL　0256(94)3939　FAX　0256(94)2552
URL：https://www.sakurai-fukushi.or.jp

桜井の里福祉会　検索

法人　運営計画

－ 目　　次 －

Ⅰ．法人基本理念

１．桜井の里福祉会ケアの理念、職員の位置づけ　1

２．まず大切なサービス、職員の信条　2

Ⅱ．社会構造の変化、社会の福祉ニーズと桜井の里福祉会

１．社会構造の変化　5

２．社会の福祉ニーズと桜井の里福祉会　9

１）新型コロナウイルス禍における法人運営及び私たちの仕事　9

２）介護保険制度及び高齢者保健福祉の動向　9

３．桜井の里福祉会の取組み　11

１）２０２５令和７年重点方針　11

２）重点的取組み　11

３）継続して行っている取り組み　14

４）近年の法人事業展開　16

Ⅲ．令和７年度　法人本部　運営計画

１．法人全体組織図　17

２．法人の役員、及び評議員　18

３．顧問契約　18

４．法人体制及び役割・機能　19

５．他法人との連携・協力体制　20

６．研修事業、その他　21

７．法人の委員会の組織状況　22

８．法人本部体制、機能　23

９．法人としての取組み　24

１０．法人本部事務、全体の取組み　24

１１．本部職員のご利用者とのかかわり　25

１２．法人の動き、本部業務、関係する行事の一部紹介　26

１３．法人本部業務分掌概要　28

みんなの居場所～ふらっと～
（令和７年４月 開設）

令和７年４月２６・２７日に
オープニングイベントを実施

「フードバンク・燕弥彦」
「地域食堂ふらっと」を併設

【社会福祉法人　桜井の里福祉会　法人理念】

もうひとつのわが家づくり
をめざします

～もうひとつのわが家～ に込められた意味

❀桜井の里福祉会が運営する全ての事業所が、ご利用者・ご家族・地域住民にとって、安心・安全な場（居場所）である
❀居場所とは「習慣や役割が発揮できる場」という意味を持つ
❀セカンドハウスとしての役割が果たせる場である
❀人と人との繋がりを大切にした集える場である
❀自分自身を表現でき、安心して過ごせる場（いたい場所・居心地の良い場所）である
❀ご利用者とスタッフが新たな関係性を大切にし、少しずつ築いていき、一歩ずつ自己実現を行っていける場である

【基本的考え方】

①社会福祉法人桜井の里福祉会は、社会福祉法人として、地域の共有財産であることを使命とし、地域住民、ご利用者、ご家族の利益を第一とします

②私たちは、ご利用者とご家族の尊厳と権利を守り、「人として当たり前の生活」を保障します

③私たちは、法人職員としての自覚と全体を考えた行動を行い、専門性を大切にし、必要な資格の修得に努めます

【まず大切なサービス】

○どなたにも心からの温かい挨拶を行います
○感じの良い受入れとお見送りを行います
○人として自分がされて嫌なことは行いません

【職員の信条】

権利擁護

1．ご利用者の人として当たり前の生活支援

①ご利用者に障がいがあっても当たり前に行っている生活が送れるようにします
②障がいを見るのではなく「生活者としての人」を見ていきます
③ご利用者がいつでも外に出かけられるよう配慮します

尊厳の保持

2．ご利用者を尊重した支援

①ご利用者に呼び止められたら必ず立ち止まり話を聞きます
②職員主体の環境作りは行いません
③ご利用者中心の言葉遣いをし否定語は使いません

自立支援

3．ご利用者の自立（自律）支援

①ご利用者を信頼し常に話し了解をもらって行います
②ご利用者に生活の中で役割を持って頂けるかかわり方をします
③ご利用者が自ら選び決定できるよう情報を伝えます

安心・安全

4．ご利用者の安心・安全な生活支援

①ご利用者を家族のように受け入れます
②いつもご利用者の傍らにいることを大切にします
③ご家族にご利用者の生活を共に考えるパートナーになって頂けるよう常に働きかけます

【職員の信条】（具体的例）

1．ご利用者の人として当たり前の生活支援

1―①　ご利用者に障がいがあっても当たり前に行っている生活が送れるようにします
（私たちが当たり前に行っている生活の営み（自分で生活の過ごし方を決め、実行すること等）が誰もが（障がいがあっても）できるように支援すること）
1－②　障がいを見るのではなく「生活者としての人」を見ていきます
（障がい（出来ないところ）に視点をあてるのではなく、ご本人に視点をあてる。生活の主体者である「人」に焦点をあて、かかわりを持つこと）
1－③　ご利用者がいつでも外に出かけられるよう配慮します
（外に出かけられることとは単に行事やイベント的外出だけでなく、ご本人の嗜好習慣等を大切に、自由に出かけられる生活を大切にすること）

2．ご利用者を尊重した支援

2－①　ご利用者に呼び止められたら必ず立ち止まり話を聞きます
（利用者に呼び止められたら、「ちょっと待って下さい」とは言わず、まずご利用者の傍らに行きお話を聞くことが大切なことです。すぐに伺えない時は、理由をお伝えし、その後必ず伺うこと）
2－②　職員主体の環境作りは行いません
（掲示物はご利用者が見やすい字の大きさや目線にわかるように掲示し、ご利用者が使用するコールボタンやリモコン、新聞等の生活物品はご利用者が使えるように置くこと。また、ご利用者の生活環境内に、職員の都合での物は置かないこと）
2－③　ご利用者中心の言葉遣いをし否定語は使いません
（ご利用者が主体的に決定できる言葉かけをすること。「～して下さい」といった命令・指示する言葉ではなく「～してもいいですか」「～しませんか」といった言葉かけを行うこと）

3．ご利用者の自立（自律）支援

3－①　ご利用者を信頼し常に話し了解をもらって行います
（ご利用者がわからないだろうと職員が判断するのではなく、ご本人に対し誠意をもって向き合い、常に情報を伝え、了解をいただくこと）
3－②　ご利用者に生活の中で役割を持って頂けるようなかかわり方をします
（「生活の主体者」として、生活の場面や家事等の役割等、できることを行っていただくこと。その際、お手伝いをしていただくという視点ではなく、ご本人が生活の主体者として行うことに対して、職員が支援するという視点が大切）
3－③　ご利用者が自ら選び決定できるよう情報を伝えます
（ご利用者が自分で決定できるように、情報は全てお伝えすること。日々の予定や外出外泊、職員の勤務状況や異動、献立、行事、施設見学者や業者の出入り等々。また、ご利用者に問われたことは、きちんと答えること）

4．ご利用者の安心・安全な生活支援

4－①　利用者を家族のように受け入れます
（ご利用者を自分の家族のように大切に、親しみを込めてかかわること）
4－②　いつもご利用者の傍らにいることを大切にします
（ご利用者の傍らに座り、お話を聞いたり、お茶を飲んだりすることを大切にします。ご利用者の想いや体調等を気にかけ安心感をもっていただくこと）
4－③　ご家族にご利用者の生活を共に考えるパートナーになって頂けるよう常に働きかけます
（ご家族に会いに来ていただく、電話をかける、一緒に話し合いを行う等を常に行い、パートナーとしてかかわって頂けるようにすること）

Ⅱ.社会構造の変化、社会の福祉ニーズと桜井の里福祉会

１．社会構造の変化

１）・人口減少と人口構造の急変
- 生産年齢人口、年少人口の急減による労働力確保が今以上に困難化
- 高齢者とりわけ 85 歳以上高齢者の急増と要介護者の増加
- 世帯構造と地域社会の変化

①　人口減少と人口構造の急変　（図１）

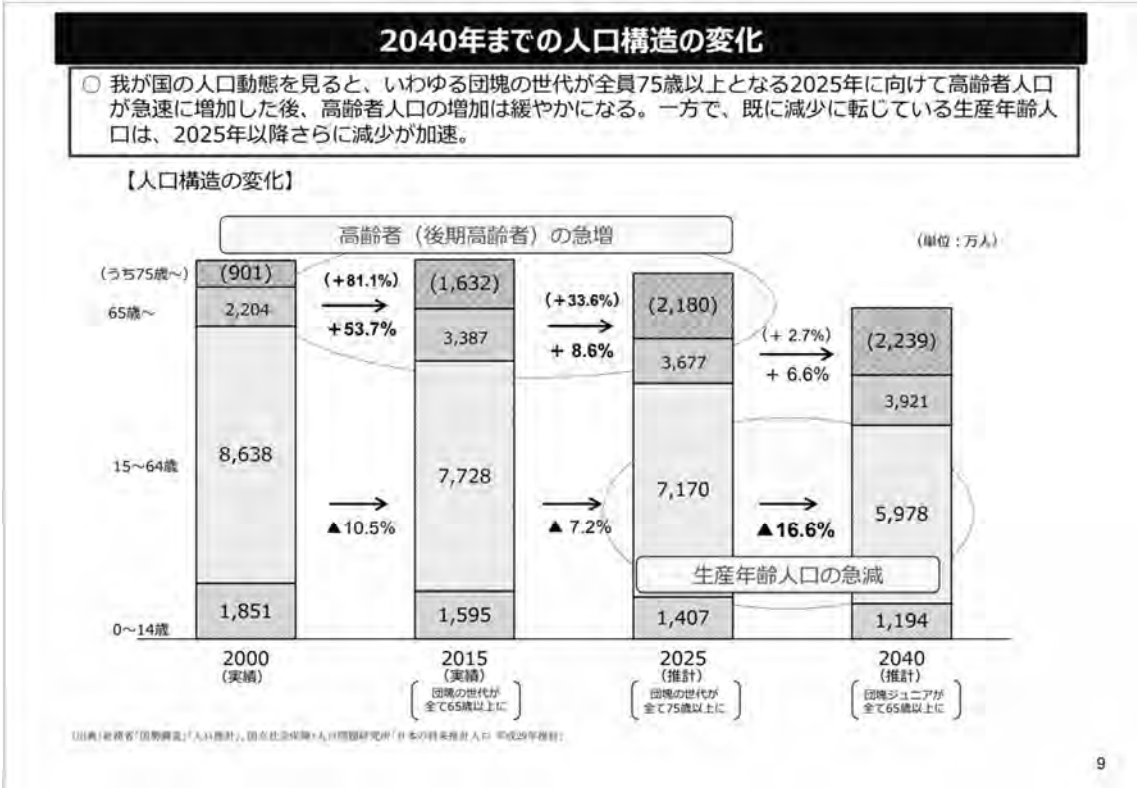

新潟県内市町村の将来推計人口（抜粋）　（図２）

市町村	総人口（人）		2015 年からの減少率（%）	高齢化率（%）	
	2015 年	2045 年	2045 年	2015 年	2045 年
新潟県	2,304,264	1,698,989	▲26,3	29,9	40,9
新潟市	810,157	688,878	▲15,0	27,0	38,6
長岡市	275,133	208,572	▲24,2	28,9	39,4
燕市	79,784	59,191	▲25,8	28,5	39,2
弥彦村	8,209	6,004	▲26,9	27,7	41,9

出典：日本の地域別将来推計人口（社人研）

② 生産年齢人口、年少人口の急減による社会活力の低下（保育園・学校などのない地域の増加、地域活動の担い手不足など）
生産年齢人口が減少することにより、あらゆる分野での労働力確保が困難になる

③ 85 歳以上人口が急増する中で、要介護者が 2040 年代まで増えていく
要介護状態の人は、80 歳代から急増する（図 3）

（図 3）

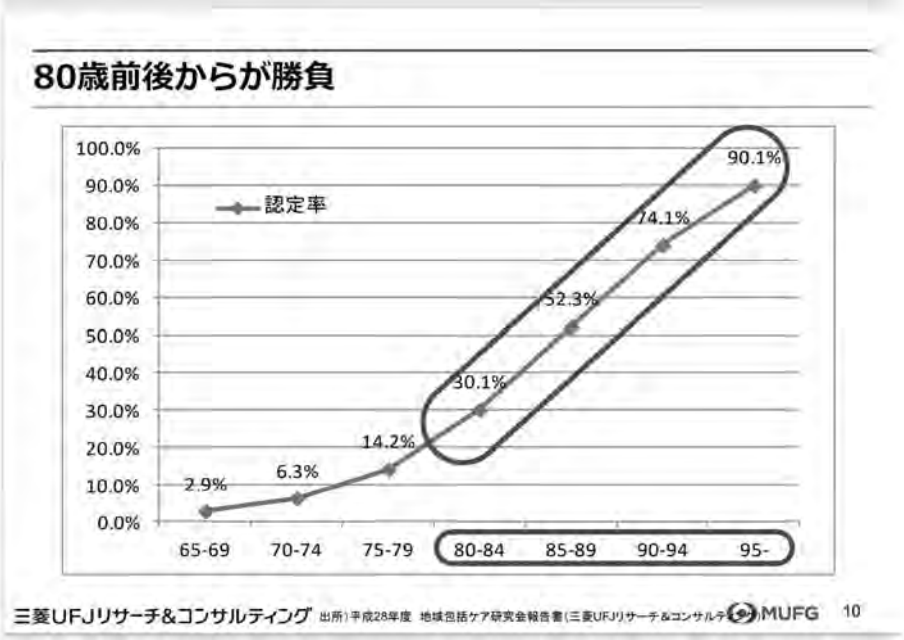

出典：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング岩名氏作成資料

④ 世帯構造と地域社会の変化
- 世帯人数現象平均 2.3 人以下、世帯別では一人世帯が一番多い
- 未婚・非婚と晩婚化などが進んでいる。家族単位から個人単位に変化
- 家族単位を中心とした、介護問題を考えることから脱却が必要となってきている
- 従来の地域を基盤とした地域活動の限界（消防団、町内会など）
- 地域社会との関係が脆弱な人の増加
- 新たな価値に基づく家族関係と地域づくりが必要

（図４）

図１　世帯数と平均世帯人員の年次推移

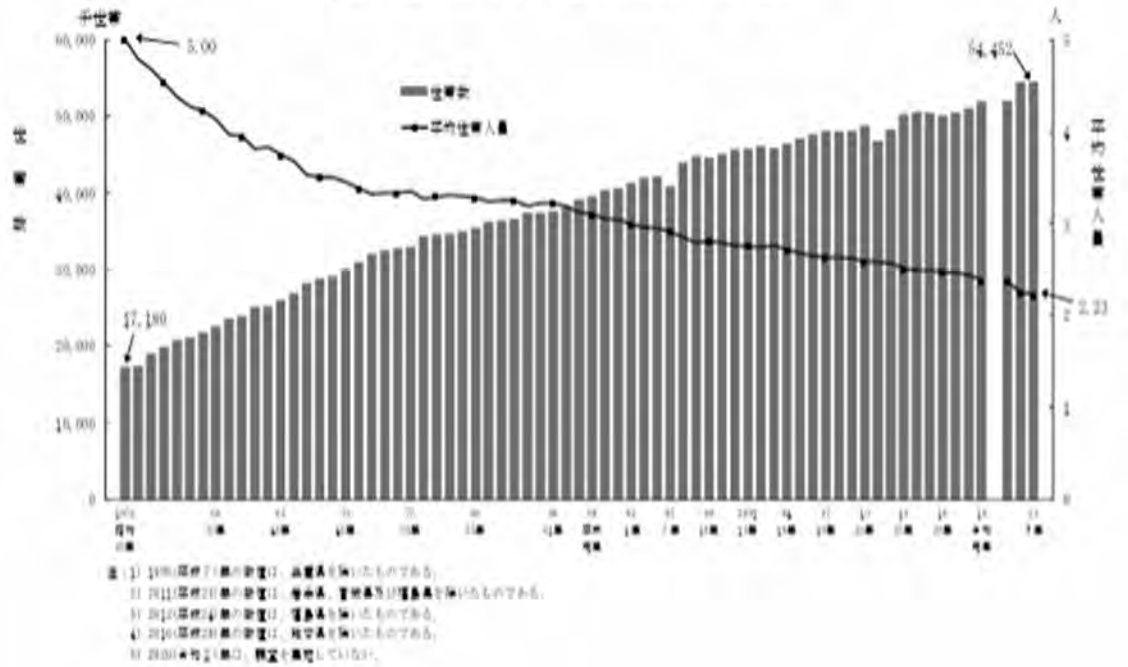

出典：２０２３年国民生活基礎調査

（図５）

図２　65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

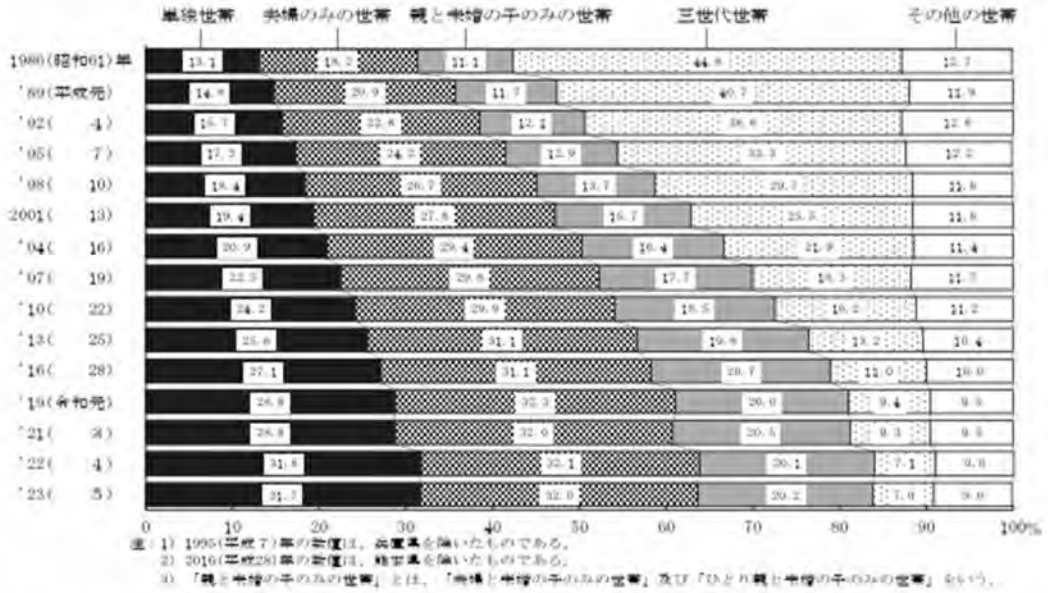

出典：２０２３年国民生活基礎調査

（図６）

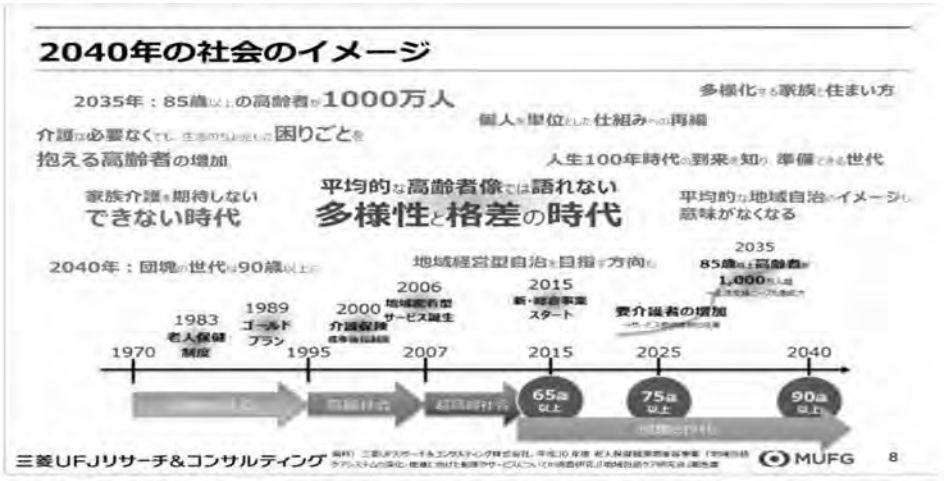

出典：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング東京本部経済社会ユニット、共生・社会政策部長主任研究員　岩名礼介氏原稿

２）　社会構造の変化まとめ

ⅰ日本の人口は２００８年をピークに減少が続き、2015 年から 2040 年にかけて 1617 万人減少。年齢階層別にみると、高齢人口が 534 万人の増加、内 85 歳人口が 607 万人急増。生産年齢人口は 1750 万人急減、年少人口は 401 万人急減します。（図１）

新潟県は少子高齢化及び生産年齢人口減少の波がより高くなります。（図２）

2024 年はコロナ禍の影響が続き、出生者数が７２万人（速報値）と過去最低を記録しています。国の推計値より 20 年近く早いペースで少子化が進行しており、若い世代が安心して生み育てる社会構築と、結婚だけを前提とした家族システムを変えていく必要があると思います。

生産年齢人口が急激に減っており、労働者の確保が難しくなってきており、より高い年齢まで働くことが必要になってきます。医療介護分野の人材不足は顕著ですが、同様にバス・タクシー、宅配などの交通物流インフラ、警察、消防、教員、公務員なども不足し、住民サービスの維持が難しくなることが予測されます。

ⅱ日本の世帯は、一人暮らし世帯が一番多くなっており、平均世帯人数は 2.3 人を切っています。生活の多くの部分で家族単位から個人単位への変化が進んでおり、社会の仕組みも私たちの価値観も変える必要があります。介護分野においては家族イコール介護者の価値観は捨てなければいけないのではないでしょうか。

地域においては、従来の地域共同体が崩れ、自治会加入率は急激に低下しています。町内会長、民生委員などの担い手不足は、深刻な問題で、「新たな地域」作りが必要です。（図４・図５）

２．社会の福祉ニーズと桜井の里福祉会

１）新型コロナウイルス禍における法人運営及び私たちの仕事

2020（令和２）年からの新型コロナ禍から５年、社会活動の多くがコロナ禍以前の状態に戻りました。しかし介護医療分野は、まだコロナ禍の影響を強く残しており、マスク着用や時々感染者が発症すると以前のような厳重な対応が必要です。何より、常に新型コロナのことを念頭にケアや運営を行う緊張感には、その困難さを感じています。

桜井の里福祉会の各事業所は、「ご利用者ができるだけ普通にお過ごしいただくこと」を念頭に、居室での面会、外出、自宅への外泊、ボランティア活動の再開、地域住民との交流や地域行事参加などを進めています。

職員間の交流も長らく途絶えてきましたが、今までとは違った形での互助会活動などを再開しています。

２）介護保険制度及び高齢者保健福祉の動向

介護保険制度の開始から２５年余りが経過し、利用者は急拡大し、私たちの日常にしっかり定着しました。本制度は我が国の社会保障施策の歴史で、国民皆保険、国民皆年金制度以来の大ヒット作となりました。

なぜ介護保険の利用者が急激に増加したのでしょうか？高齢化の進行、家族形態及び就労形態の急激な変化等、背景要因はありますが、最大の要因は介護支援専門員が核となり、サービスを一体的・総合的に、契約に基づき、権利として利用できるようになり、利用者にとって利用しやすくなったことだと思います。**（サービスのワンストップ化・一体化）**

現在は、増加する高齢者と家族の暮らしを支えるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援を、地域で包括的に確保することを目的とした「地域包括ケアシステム」が展開されており、地域住民、行政、介護保険事業者などあらゆる人たちの取り組みが進められています。そこでは、小規模多機能型居宅介護を中心として、地域の同じ事業所で、多様なサービス（介護保険だけでない）を利用できるサービス機能の一本化が進められています。単品サービス・介護保険サービスのみでは、ご利用者の多様なニーズが満たされません。
（サービス機能の一体化）

そして今後は、対象者を限定するのでなく、高齢者や、障がい者、子ども、生活困窮者など、地域で多様なニーズを抱えた人が多様なサービスを使い、地域で生活していけるよう相互に支援する仕組み作りが求められます。サービスの担い手とサービスの受け手が区別固定化されるのではなく、内容によってサ

ービスの担い手受け手が変わる必要があります。分野を問わず困っている人が、ワンストップで相談や生活支援を受けられる地域作りを進めていく必要があります。　（**共生型サービス・共生型地域福祉**）

国は 2017（平成 29）年度に「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進を示し、その具体的展開に着手しました。2018（平成３０）年度は介護保険サービスと障害福祉サービスの相互乗り入れが一部始まりました。現在はより広い分野で、本人を中心として伴走する意識を持ち、具体的な課題解決とつながり続けることを支援の両輪とする考え方が推進されています。しかし、これまでの対象者別アプローチの壁は大きく、行政、住民、福祉実践者それぞれの力量が試されます。

現代は、「私たちが生まれ持った寿命がまっとうできる社会（豊かな社会）」になりました。より年齢の高い人が増えることにより、障害を持った高齢者や認知症の人が今後も増えていきます。

2023（令和 5）年 6 月 14 日「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、2024（令和 6）年 1 月 1 日施行されました。この法律は認知症の人の基本的人権の明記、共生社会の実現を推進する法律であり、今後の日本の社会福祉の方向性を示しています。

これらの国の施策に大きな影響を与えた動きとして、認知症の人当事者たちの活躍があります。認知症の人たちが当事者団体（日本認知症本人ワーキンググループ）を設立し、政策提言、さまざまな学会やマスコミ、市民への講演会などで自身の言葉で、体験や考えを語っています。これらの活動が大きく社会を動かしつつあり、価値観を変えつつあります。

3. 桜井の里福祉会の取り組み

1) 2025 令和７年度重点方針

① 収益構造の改善

② 職員体制のスリム化と生産性向上

③ 職員の負担軽減とご利用者の自立を支援するケアの両立

2) 重点的取り組み

① 法人組織関係

ⅰ 職員への情報開示をより高め、職員が主体的に各事業所運営にかかわる運営を継続していきます

ⅱ 法人の各事業は地域の共有財産であり、地域に信頼され、活用される事業所運営を行っていきます

ⅲ 組織の世代交代を進めるため、管理職、役職者への若手、女性の登用を積極的に行っていきます

ⅳ 法人の安定的経営の継続していくために、全ての分野での「生産性向上・合理化」を図り改革を継続的に行い、より少ない人数で職員負担を軽減し、ケア及び運営を行う仕組み作りを行っていきます

ⅴ ２００９（平成２１）年度より取り組んでいる「働き方改革」を進め、目標を達成します

ⅵ 人材確保とサービス向上のために、法人が持続可能な中で、職員の待遇改善に取り組んでいきます

ⅶ 法人にとって「職員が何よりの財産」であり、職員のキャリア形成、研修の充実に取り組み続けます。具体的には、映像を用いた研修システムの活用と既存研修の充実、外部の研修への積極参加、資格取得のための費用や学びの機会の提供などを行い、職員の学びを日常化していきます

②　物価高騰と経費の増大による収支の悪化

ⅰ　物価高騰により経費が急増しています。光熱費を始めとして食材料費、リネン関係等全てが増加しており経営を圧迫しています

ⅱ 今まで以上に各事業所が稼働状況の管理をしっかり行い、ご利用者の利便性を高めつつ、収入を増やす必要があります

③ 事業所関係

ⅰ 開設から７年余り、赤字で苦しんできたケアプランセンター桜井の里・あかつか、さくらい◇ダイニングは収支目標を定め取り組むことで、事業収支差額の黒字が見えてきました。

ⅱ 新設の小規模多機能ホームこいけの家の利用が当初伸び悩みましたが、利用者が増え、事業収支差額の黒字化しました。

ⅲ 既存の事業所の大規模修繕や老朽化した設備・機器等の更新を計画的に進めます。

ⅳ 利用の地域ニーズを的確に捉え、事業所の新設や廃止、定員、サービス内容等を適時見直していきます。

④　ケア関係

ⅰ 今までの慣習にとらわれず、人員体制をスリム化することとケアの質向上を両立すべくケアモデルを確立していきます。

ⅱ ご利用者が「日常生活のあらゆる場面で、自分のことを自分で決めていく自立支援」を実践していきます。（自立支援）

ⅲ 地域の中に事業所が存在することの意味を高め、各事業所が地域の中で出来ることを具体的に実践していきます。（地域に意味ある事業所）

ⅳ ご利用者が納得してサービスを受けること、自らの生活を高めることを支援するサービス提供をしていきます。（権利擁護、利用者主体）

ⅴ 利用者の生活の質の向上及び職員の負担軽減のために新しい福祉機器 、介護ロボット等の導入に積極的に取り組みます

ⅵ Wi-Fi 環境整備による記録の一元化、インカム活用による職員間の情報共有の簡便化と労働負荷軽減等の検証を進めていきます。

⑤　職員の定着化の促進と新規雇用

ⅰ 情報の開示、丁寧な説明と納得を図りながら運営を行っていきます

ⅱ 個々の職員の意向を定期的に聞いていき、適材適所の配置に心がけます

ⅲ 職場風土向上委員会、生産性向上委員会などの活動を通じて、職員の働きやすさを高めていきます

ⅳ 法人の情報発信力を高め、学生、求職者に当法人を選んでもらえるよう進めていきます

⑥　外国人労働者（在留資格介護、在留資格医療、特定技能、技能実習）

令和７年度年初は、外国人介護福祉士１２名、看護師１名、技能実習生３名、特定技能３名、介護福祉士養成校学生アルバイト５名になります。ひとり一人を大切に就労、就学、生活支援を行っていきます。

ⅰ　養成校を卒業した介護福祉士（在留資格介護）は１期生が就職５年目、５期生までが卒業就職し各事業所で活躍しています。昨年度から婚姻が５名（３組）、 子どもさんの誕生などおめでたいことが続いています。私たちの支援も多様になっています。面接や意見を聞くなど担当者を配置しより細かな支援を行っていきます。

ⅱ　介護福祉士養成校６期生、７期生の生活支援、学業支援、当法人のアルバイト時の支援等を行います。

ⅲ　技能実習生で来日し、日本の看護師資格を取得した人が、ようやく在留資格医療として出入国管理事務局で認められ、看護師と働くことが出来ました。看護師として働くことと技術向上の支援を行っていきます

ⅳ　特定技能５名の就労、介護福祉士取得に向けた学習支援を行っていきます

ⅴ　技能実習生３名の生活支援、就労支援を行っていきます。

⑦　地域活動

ⅰみんなの居場所ふらっと

令和６年度４月よりフードバンク、地域食堂、子育て応援スペース、相談機能などを持つ「みんなの広場ふらっと」の活動を行ってきました。少しづつ利用の輪が広がってきています。当法人の地域活動の拠点として、住民ニーズに沿った活動を行っていきます

ⅱ　災害支援活動

令和６年１月１日に発生した能登半島地震被災時要所に１月３日より７月まで災害時緊急介護派遣チーム（DCAT）を被災地に派遣しました。その他日本介護支援専門員協会の要請に基づく派遣、２月末実情把握及び今後の支援についての意見交換に責任者が被災地支援に行ったり、行政との議論に参加しています。

また、令和７年３月「大船渡市山林火災」の避難所被災者支援を行ってきました。今後も被災地からの要請に基づき派遣を行うと同時に、研修訓練を行っていきます。この活動は、被災地支援のみならず、当法人の災害対策強化のためにも行っています。

ⅲ 消防団活動

職員の地域消防団への積極的加入と参加支援制度の継続
（消防団活動手当等）

ⅳ 地域の場づくり活動

「毎日カフェ」「認知症カフェ」などを始めとした「地域の場づくり」（全ての事業所）を進めます

2019（令和元）年度より開始した「子どもカフェ」（西区赤塚地域）を始めとする地域での場づくりを積極的に進めます

3) 継続して行っている取り組み

① 組織改革及び組織強化

2017（平成 29）年度に社会福祉法人制度改革が行われました。

主な内容は以下の通りです。

ⅰ 経営組織のガバナンスの強化

ⅱ 事業運営の透明性の向上

ⅲ 財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務

当法人では同年度組織改革を行い、理事会、監事会、評議員会の役割の明確化を行い、また、業務執行会議、事務局会議の位置づけ、法人内横断の会議等を整理し、今まで以上に公益性を重視、職員参加型で透明性の高い法人運営を進めています。

② 働き方改革、ケアの質向上、職場環境向上等の取り組み

当法人では、「職員の働きやすさを進め、ケアの効率化・質の向上を高める取り組みを継続して行ってきています。

ⅰ 職場風土向上委員会（働き方改革）

2009（平成 21）年度より取り組んでいる職員代表と管理職で構成する「職場風土向上委員会」を中心に、職員が自らの職場をよくするために、広範な職員の意見をくみ取り活かす活動を行っています。2010（平成 22）年よりいち早く「計画年次有給休暇制度」を導入し、徐々に増やし現在６日取得を行っています。

現在は、働き方改革の具体的なこととして、・年次有給休暇の８０％以上取得、・残業の減少、・心身を大切にする取り組み・生産性向上と合理化等を重点に行っています。年次有給休暇や男女共の育児休暇取得、残業をなくすことが当たり前になる職場風土づくりを進めています。

男性の育児休暇取得にも積極的に取り組んでおり、ほぼ全員が取得するようになりました。今後は取得期間を長くできるよう取り組んでいきます。

休日の増加、勤務時間の多様化にも着手しており、特別養護老人ホームの介護職員は１日 10 時間勤務,週休３日制を一部導入し、年間休日日数が最大で１６５日になります。令和６年度は管理部門の一部にも導入しました。大きな方向性としての週休３日制拡充を行っていきますが、多様な働き方を大切にする観点から８時間労働も併存させていきます。

ⅱ 生産性向上委員会

2018（平成 30）年度より生産性向上の取り組みを進めており、現時点での達成状況と今後の推進について

ア 勤怠管理、勤務表作成・申請等の ID カード、クラウド管理による合理化と見える化

イ 会議の削減、オンライン会議の推進

ウ ケアのタイムスタディ、職員の歩行距離の計測等から、Wi-Fi 環境の整備とインカムの導入により肉体的負担の軽減（はな広場、桜井の里、生きがい広場地蔵堂、分水の里で導入）

エ 特別養護老人ホーム桜井の里は全室「眠りスキャン」を導入し、利用者の眠りや心身の状態把握、職員の労働負担軽減を行っており、その評価によって他の入居系事業所全体に導入を図っていきます。

オ 利用者家族との連絡にスマートフォンの活用を中心にしています

カ Wi-Fi、Bluetooth、タブレットと電子ケース記録システムを活用し記録の一元化、伝達事項のペーパーレス化等の推進

キ リネン類の刷新によるリネン交換の簡便化

ⅲ 研修・キャリアパスの体系整備

ア キャリアパスの整理と職能等級フレーム表の改定

イ 研修をより日常的に行えるようにするため、職員一人ひとりに ID、パスワードを付与し「動画研修システム」を使い、研修効率の向上　を図っている

ウ 定年延長等の就業規則・給与規定等の改正

2019（令和元）年度に職員の働きやすさを高めるため、職員区分の整理、定年の 65 歳延長、男性の育児休暇取得促進及び法律に先駆けて行ってきました。計画年休の拡充など就業規則改正と給与規程改正、退職金規程の制定等も同時に改正しました。今後も働き方の変化、さらなる働きやすさ、満足度が高まるための規則改定を行っていきます

エ 改善の見える化とその還元

改善状況の見える化をし、職員に開示を行いさらに進め、そこで得た利益を職員に還元していきます

４） 近年の法人事業展開

桜井の里福祉会は、事業開始から３０年が経過しました。2023（令和５）年度、小規模多機能ホームこいけの家オープン、分水の里トイレ改修工事・分水健康福祉プラザ大規模改修を行いました。

利用ニーズの変化により２０２３（令和５）年度６月、デイサービスセンター分水の里もみじの閉鎖を行い、２０２４（令和６）度末にデイサービスやひこの閉鎖を行います。今後も必要なサービスの拡充と、役割を終えた事業の閉鎖などを行っていきます。

弥彦村の指定管理者として運営している「認知症グループホームこいて」が 2022（令和 4）年 11 月８日９時 35 分頃落雷による火災により建物が焼失してしまいました。その後避難生活を強いられましたが、弥彦村の多大なご支援、ご利用者ご家族の協力があり 2023（令和 5）年７月 30 日「新グループホームこいて」が完成し、皆さん引っ越すことができ、皆さま元気に生活をされています。

2024（令和６）年「みんなの居場所ふらっと」がオープンし、今までのフードバンクに加え「地域食堂」「子育て応援スペース」の運用が始まり、すこしづつ利用される住民も増えてきました。より一層拡充していきます。

（文責　理事長　佐々木勝則）

Ⅲ．令和７年度　法人本部運営計画

１．法人全体組織図

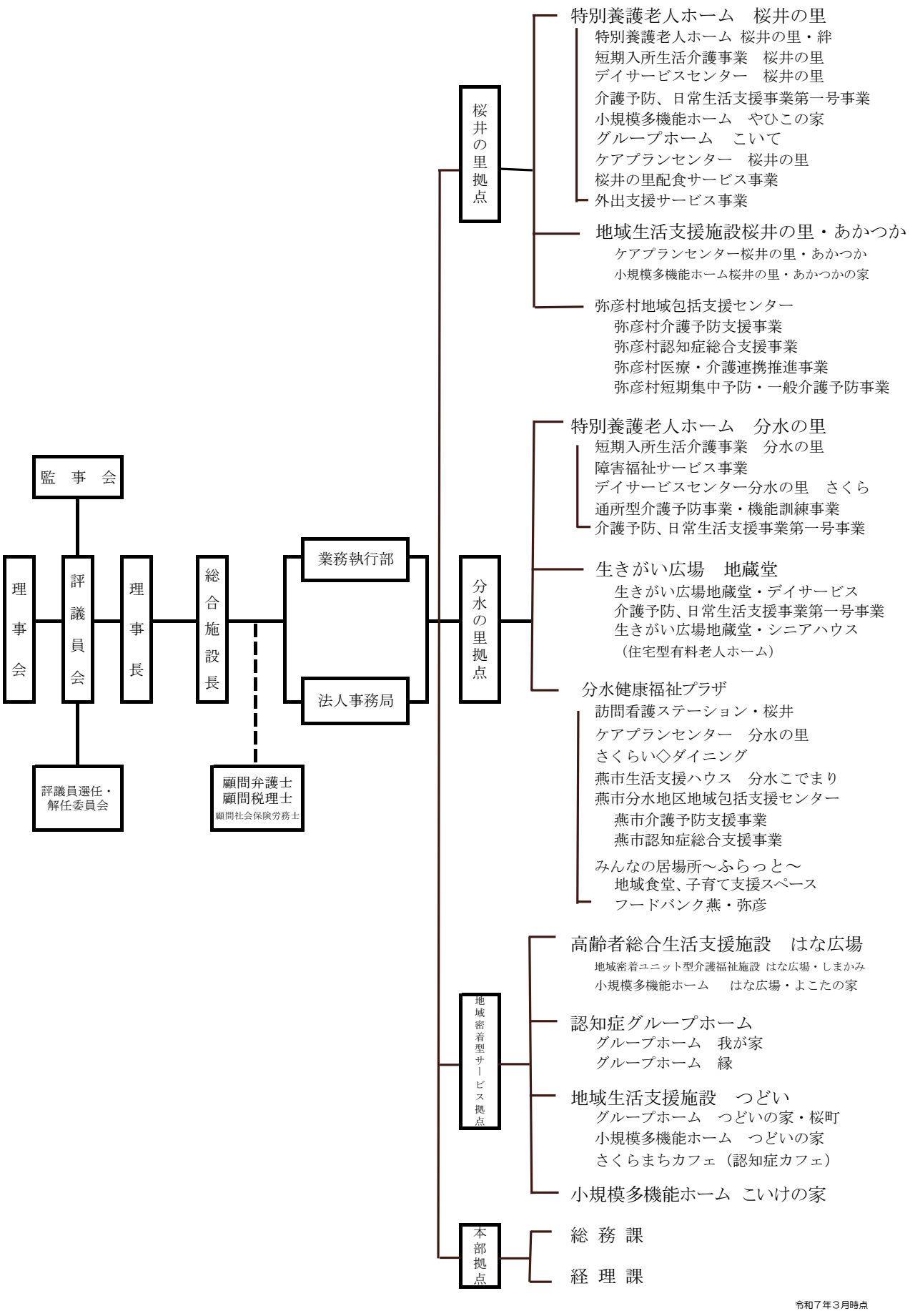

令和７年３月時点

２．法人の役員、及び評議員名簿

（順不同敬称略。R7．3月時点）

No	役　職	氏　名	任　期
1	理事長	佐々木　　勝　則	１２期
2	業務執行理事・総合施設長	小　林　　豊	2期
3	業務執行理事・事務局長	高　橋　　学	5期
4	理　事	横　山　　豊　治	4期
5	理事・施設長	片　山　　達　也	1期
6	理事・事務局次長	永　井　　摩　美	1期
7	理事・施設長	坂　井　　真由美	1期
8	監　事	本　多　　克	１０期
9	監　事	吉　田　　貢	9期
10	監　事	川村　　小津江	１０期
11	相談役	柏　原　　雅　史	―
12	評議員	山　﨑　　紘　一	１２期
13	評議員	後　藤　　正　彦	7期
14	評議員	本　多　　孝　志	4期
15	評議員	小川原　　洋　子	4期
16	評議員	岩　尾　　貢	2期
17	評議員	樋　口　　幸　子	1期
18	評議員	小　杉　　裕　子	1期
19	評議員	那　須　　裕美子	1期

※1．理事・監事の任期は令和５年6月１６日～令和７年第一回定時評議員会まで

※2．評議員の任期は令和３年6月２２日～令和７年第1回定時評議員会まで

３．顧問契約

（順不同敬称略）

No	所属・氏名・役職等
1	顧問弁護士／延命法律事務所　　弁護士　延　命　　政　之 横浜市社会福祉協議会「横浜生活あんしんセンター」所長（担当理事）、神奈川簡易裁判所民事調停委員 神奈川県弁護士会元会長、日本弁護士連合会元副会長
2	顧　問　税　理　士 さくらマネジメントグループ　税理士法人　さくら総合会計 グループ代表　代表社員　庵原　史章、新潟事務所所長　代表社員　相馬　正人
3	顧　問　社会保険労務士 パートナーズプロジェクト　社会保険労務士法人 代表社員　髙野　洋子

４．法人体制及び役割・機能

１）理事会

① 役割：法人の業務執行の決定、理事の業務執行の監督、
　　理事長・業務執行理事の選定、解任

② 開催：定例会として年６回、他臨時開催

③ 理事の業務分担

〇理事長　　：法人代表
〇業務執行理事　：各事業所のケアの質向上と生産性向上、及び、職員の人事、調整、
（総合施設長）　：職員のキャリアアップシステム構築、研修全般
　　：桜井の里拠点担当
〇業務執行理事　：法人の人事・総務担当
（事務局長）　：法人の業務管理
〇理事　　：地域密着型サービス拠点担当
〇理事　　：分水の里拠点担当
〇理事　　：法人の経理・財務担当
〇理事　　：外部・有識者理事

④ 監事：理事会で意見

２）監事会

① 役割：　理事の業務執行の状況及び法人財産の状況を監査

② 開催：　定例会として年２回

③ 他　：　監査報告書の作成と理事会、評議員会への出席及び
　　新潟県知事への報告

３）評議員会

① 権限：　定款の変更、理事・監事の選任、解任
　　：　決算に係る書類、事業報告の承認
　　：　残余処分、基本財産の処分
　　：　社会福祉充実計画の承認、等

② 開催：　定例会として６月の決算評議員会、他臨時開催

③ 監事：　評議員会で意見

４）評議員選任・解任委員会

① 役割：　評議員の選任と解任

② 構成：　委員長（外部委員）、監事、事務局員

③ 必要に応じ、理事会の議決により開催

5）巡回監査

① 年間を通じた法人及び各施設会計の監査（決算時含む）

② 構成： 理事長、総合施設長、各拠点の施設長、副施設長、
センター長、事務局長・次長、本部会計担当者、等

③ 年５回実施

6）業務執行部会議

① 各拠点の責任者等らによる経営に係る案件、より重要な案件の報告、
審議等

② 構成・・・ 理事長、総合施設長、各拠点の施設長、事務局長・次長
※ 必要に応じ副施設長、センター長、総括

③ 第２、第４水曜日開催

7）事務局会議

① 法人内の各施設の運営やサービスに係る案件、他重要案件の報告、審議等

② 構成・・・ 理事長、総合施設長、各拠点の施設長、副施設長、センター長、
総括、事務局長・次長、事務局員、等

③ 第１、第３水曜日開催

④ 法人全体に関係する委員会の組織、運営

⑤ 事務局内でも法人の委員会を構成

（地域活動・地域貢献事業、人事考課委員会、職場風土向上委員会、
研修委員会、キャリパス整備委員会、広報委員会、システム運用担当、
リスクマネジメント・権利擁護・ｻｰﾋﾞｽ向上委員会、三法人連携担当、
介護機器担当、生産性向上委員会、外国人材育成・指導担当）

8）部門会議

法人内を横断する会議として、生活支援部門会議、在宅支援部門会議、
リハビリ部門会議、グループホーム部門会議を設置し、年４回程度開催し、
情報の共有とサービスの標準化を図る

5． 他法人との連携・協力

1）近隣法人との連携・協力体制

① つばめ福祉会、吉田福祉会と当法人合わせ３法人の協力体制を継続。
また、弥彦村、燕市と「福祉避難所」の協定を結び、防災意識と体制を高める

② ３つの柱として、リスクマネジメント・人材育成・福利厚生面を中心に
情報交換や人的交流を実施

2） 県外の法人との連携・協力体制

① 県外の被災地支援を行った法人とは必要に応じ、情報交換・人的交流を実施

② 弁護士、税理士、社会保険労務士との顧問契約の継続

６．研修事業、その他

１）新潟市認知症介護実践者研修等の受託運営

①認知症介護実践者研修（２回）

②認知症介護実践リーダー研修

③認知症対応型サービス事業管理者研修

④認知症対応型サービス事業開設者研修

⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

上記①～⑤を新潟市から受託。企画から運営及び管理、終盤の終了式、総括講座まで一連の運営を受託

２）喀痰等吸引研修

上記１）同様に一連の企画から運営及び管理を実施

３）日本認知症グループホーム協会新潟県支部

同協会の研修業務の補助や事務局業務を受任

４）新潟県外国人介護職員雇用法人・事業所ネットワークの設立（R３．１１月設立）後の情報交換会や勉強会の実稼働

7．法人の委員会の組織状況

（1）下記の委員会と職員互助会を充実させながら構成する予定

（2）法人と各施設の委員会は連動、協力

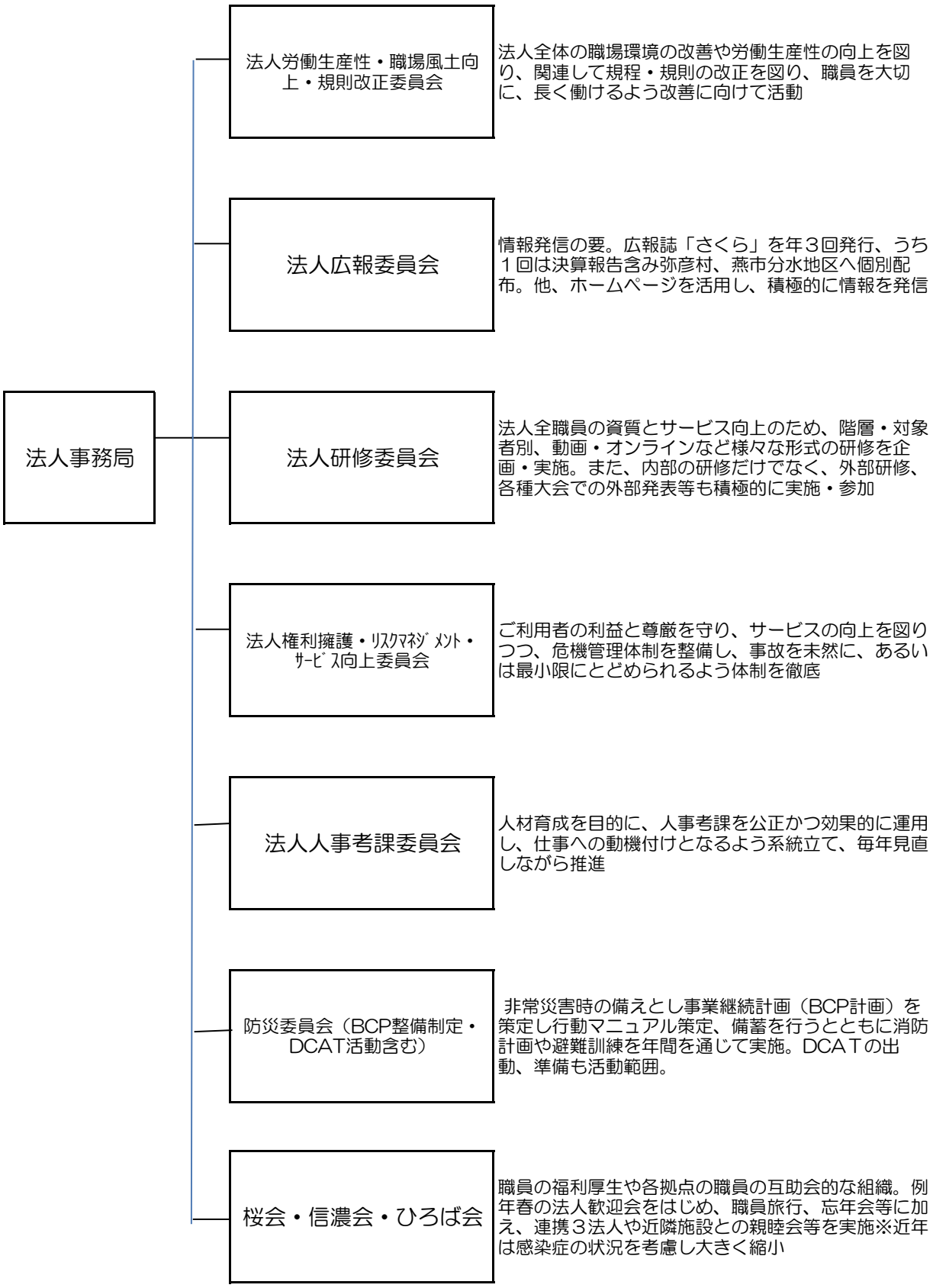

８．法人本部体制、機能

１）法人本部事務

理事長
総合施設長
事務局長
事務局次長

総務課主任
- 給与業務
- 人事業務
- 総務・労務業務
- 新潟市委託の認知症介護実践者等研修、喀痰吸引等研修、日本認知症グループホーム協会の研修補助、外国人介護職員雇用法人・事業所ネットワークの情報交換会補助、等
- 外国人材受入、育成・指導、生活支援
- 地域活動、地域貢献

経理課リーダー
- 法人全体に関わる会議、行事等主幹、調整ごと
- 施設との共通業務
- 経理・財務管理業務

法人本部経理課

法人本部総務課

９．法人としての取組み

１）法人として、働き方改革に継続して取組み、管理部門、生産部門ともに
生産性の向上と合理化により労働生産性を高め、魅力ある働きやすい
職場環境、職員が永く働ける職場を構築する

２）法人全体の事業計画と目標に対し、適切な収入と経費管理、そして、人件費の
総額管理を行なうことで人件費の適正化と経営の安定化を図る

３）外国人在留資格３制度、「在留資格介護」、「技能実習制度」、「特定技能」による
適切な雇用、育成・指導を行い、資格取得、生活・教育面も含めた支援体制を構築する

４）新型コロナウイルスが感染症第５類移行後も、その他の感染症含めしっかりした予防を
継続しつつ、適切な情報収集を行い、ご利用者・ご家族、そして職員が充実した安心
した生活ができるよう配慮していく

１０．法人本部事務、全体の取組み

１） 重点課題

・本部総務・経理事務が一本化され、各施設を含めた事務全体の連携、効率化を推進し、
相互にフォローし合える体制をめざす
・福祉業界や介護保険、職員の雇用・労働環境が変化する中、個々の職員も新たな知識を
修得するよう自己研鑽する

２）取組み

・社会で進めている働き方改革に真摯に対応し、職員自身も日々の業務を
振り返りながら、改善策を見い出すことで業務改善、業務効率化をめざす
・仕事と家庭の両立も今後の継続した社会の課題であり、超勤を減らし、
年休の取得率向上を図ることでワークライフバランスを進める

１１．本部職員のご利用者とのかかわり

１）日常、行事では

・平成１７年に本部が立上り、以降本部職員は総務課と経理課に２ケ所に分かれ業務を行い、各拠点のご利用者とかかわる機会はごく日常的なものでした。しかしながら、一昨年の本部の移転を伴う一本化により、ご利用者と直接話したりする機会が大きく減ったことは私たちにとって一番大きな変化でした。

昨春より、みんなの居場所「ふらっと」が稼働し、これまでのフードパントリーやフードバンク事業に加え、地域食堂も定期的に開催して参りました。今後は地域の方々がより多く、気軽に立ち寄れるよう色々な試行を繰り返しながら工夫して行きたいと考えております。

弥彦村、燕市には桜の名所が点在

施設での枝豆もぎ

ご利用者・職員との弥彦神社参拝

楽しかった分水まつり

１２．法人の動き、本部業務の一部紹介

（１／２）

4月は入社式、代表して新規採用職員誓いの言葉

ベトナム人在留資格介護4期生による誓いの言葉

入社式、永年勤続２５年、１５年表彰合同の記念式典

永年勤続２５周年の職員表彰

永年勤続１５周年の職員表彰

ベトナム人在留資格介護６期生３名は日本語学校（長岡）を終え、エイシンカレッジ介護福祉士養成施設へ入学

ベトナム人在留資格介護６期生３名に加え、１０月にネパールより在留資格特定技能の４名が来日。都度歓迎会を実施

法人の研修はオンライン形式、集合・対面方式を使い分け、効率的・体系的に実施

１３．法人本部業務分掌概要

大項目	中項目	小項目
理事長	経営職	１．理事長として、法人全体の経営マネジメント、執行及び統制 ２．理事会、評議員会での決定事項の執行に関すること ３．法人運営・管理の総括に関すること ４．定款、諸規則等の制定並びに改廃に関すること ５．職員の人事管理、及び服務に関すること ６．事業計画及び事業報告に関すること ７．公印の管理に関すること ８．予算及び決算に関すること ９．予算の執行及び契約に関すること
業務執行理事 総合施設長	経営職	１．各事業所のケアの質の向上に関すること ２．各事業所のケア及び業務の生産性向上に関すること ３．施設長の勤怠に関すること ４．各拠点間職員の人事に関すること ５．職員キャリアアップにシステムの構築に関すること ６．法人内研修の整備、企画・実施に関すること ７．人事考課に関すること ８．理事長を補佐し、法人経営全般に関すること
業務執行理事 法人事務局長	経営職	１．法人本部業務に関すること ２．理事会、評議員会、他会議等の事務に関すること ３．労務管理、各種保険に関すること ４．人事事務に関すること ５．給与事務に関すること ６．定款認可、申請、変更等官公庁への事務手続きに関すること ７．退職金共済事務、各種補助金に関すること ８．広報及び情報の公表に関すること ９．理事長を補佐し、法人経営全体に関すること
本部事務局次長	管理職	１．法人本部業務に関すること ２．理事会、評議員会、市村会議等の事務に関すること ３．巡回監査、監事会に関すること ４．経理業務に関すること ５．財務管理業務に関すること ６．予算、決算に関すること ７．業者との調整、契約締結に関すること ８．諸規程の制定、改廃等官公庁への事務手続きに関すること ９．理事長、業務執行理事の補佐

大項目	中項目	小項目
本部経理課リーダー及び本部事務員	経理・財務管理業務	1．各拠点の総合的な会計・経理業務 2．日々の支払・入金処理、内部振替、利用料振替、謝礼・費用弁償準備 3．月次の仕訳伝票、銀行振込準備 4．貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書作成損益状況 5．預金残高一覧、資金計画表作成、科目別・業者別支払一覧、光熱水費対比表作成 6．建設借入償還金の請求業務、入金の管理 7．銀行への決算報告 8．巡回監査、監事会の資料作成含めた準備 9．各種調査資料、内部監査資料作成
本部総務課主任及び本部事務員	総務課管理業務 給与業務	1．勤務表・出退勤、超勤確認、各種手当集計 2．給与システム入力、打出し・封入・配布作業 3．賞与、介護職員処遇改善加算及び奨励金の支給 4．労働保険申告 5．社会保険算定基礎 6．住民税特別徴収 7．年末調整処理 8．法定調書・支払報告書 9．人経費補正・予算作成
	人事業務	1．求人・採用、入職・退職に係る手続き等 2．入職後の異動等人事全般 3．内規等検討 4．ハローワーク、福祉人材センター等の機関への求人掲載・取下げ等依頼 5．各種学校・教育機関求人票作成・やり取り・ＰＲ用ツール作成 6．求人受付、採用試験通知・結果発送、施設見学会準備 7．求人ガイダンス参加 8．各種の学校・教員機関の就職担当との連携
	労務・総務業務	1．社会保険（健康保険・厚生年金保険）事務手続き （入退職時対応、出産、傷病手当金、育休・介休等の申出・終了書、月額変更届、算定基礎届、賞与支払届等各種届出） 2．労働者災害補償保険事務手続き（労基署への36協定・就業規則等届出、不慮時等の対応） 3．雇用保険事務手続き（入退職時対応、ハローワークへの一時金申請等各種届出） 4．退職共済［福祉医療機構・県退職金共済］事務手続き（入退職時対応） 5．燕・西蒲勤労者福祉サービスセンター事務手続き（入退職時対応、給付金請求） 6．各種証明書作成（受験時、本人等依頼の証明書） 7．慶弔時の出金・電報等への対応 8．文章の収受及び発送に関すること 9．一般物品の購入並びに物品管理に関すること

大項目	中項目	小項目
本部総務課主任及び本部事務員	外国人材育成・指導	1．外国人材の受入、申請準備・手続き 2．外国人材の育成・指導、教育、国家試験等の受験支援 3．衣食住を含む生活全般の支援
	地域活動・地域貢献	1．みんなの居場所～ふらっと～の始動、運営に関し、かかわり方、支援体制等を構築 2．フードバンク燕・弥彦の更なる充実のためのPR活動と、協力機関・団体の模索をし、地域食堂、食の支援等を構築、実施 3．他、それ以外にも地域との交流の場を検討、創造
	研修業務	1．新潟市から認知症介護実践者研修等委託事業を委託。（①認知症介護実践者研修（2回）、②実践リーダー研修、③認知症対応型サービス管理者研修、④認知症対応型開設者研修、⑤介護基礎研修、⑤小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、等） 2．喀痰等吸引研修を主催、実施 3．研修の告知・案内、受講者の応募から修了式、総括講座まで一連の企画・運営 4．研修終了後の報告書（小冊子）の作成及び受講者への発送 5．最終的な経費、支払の取りまとめ、管理及び新潟市への請求、等

共通業務	施設事務との共通・連携業務	1．各種会議準備 （理事会・評議員会・事務局会議・業務執行部会議の資料や会場準備等） 2．各種報告書作成（県の現況報告・監査報告、事業報告、運営ケア計画） 3．各種許認可・申請・変更・届出関係（国、県、地域振興局、市村へ変更申請・届出） 4．法人・不動産登記（法務局へ変更登記） 5．不動産情報（新規不動産物件、競売物件等）入手 6．新規企画（新規事業） 7．補助金申請 8．システム関係の把握・調整等 （ネットワーク、システム全体の構築、状況把握、料金交渉等） 9．法人広報業務（広報誌「さくら」制作、発行年3回、広報委員会と連携） 10．ＨＰ・情報公開（ＨＰの内容企画、定期的な更新） 11．電話・来客応対、お茶出し 12．朝礼及び必要事項の共有 13．玄関周り・壁面の装飾、玄関周りの整理 14．各拠点の事務職員と連携した中での庶務・雑務全般

※1．本計画については年度当初の予定であり、業務が進む中で、必要があれば見直し、修正しながら運用を行う

※2．基本的に各々の業務について、実担当者でマニュアルを準備し、順次更新・追加を行う